

# いつも一緒 富山のペットたち

動物愛護管理法が改正され、昨年9月に施行されました。今回は法律で定められたことや、飼い主の方の義務などについて、ご説明します。

まずは、初めてペットを飼うときやペットの購入に当たっての注意点です。



高島獣医科魚津病院長  
(魚津市本江)

長田 雅美

「第一種動物取扱業者」の免許を持ち、後々までフォローしてくれるペットショップやブリーダーさんから購入しましょう。その際、しっかりと動物を見て、飼いや現在の健康状態、気を付けるべき病気のこと、大きくなった時の体の大きさなどについて説明を受けます。当たり前のようにですが、これはとても大事なことです。以下にご紹介するのは全て実話です。▽町に来た移動ショップで購入したが、既に伝染病にかかっていて、すぐに命を落としてしまった。飼い主は泣き寝入りせざるを得なかった▽ネットで購入すると、写真と違う動物が届いたが、返品交換ができなかった▽かわいさだけで飼ってはみたが、予想よりも大きくなって手に負えなくなっ

## 動物愛護管理法の改正



ペットには名札を付け、飼い主の連絡先や住所が分かるようにしよう



# 最後まで責任持って

飽きてしまって誰も世話をしなくなった。こんなことにならないようにしてください。

**病気に強い勉強**

次は、終生飼養の義務についてです。飼い始めたら、最後まで責任を持って飼育しましょう。

「動物を飼う」とは「その動物の一生の命を預かる」ことです。ペットが健康で快適に生活

できるように、飼い主も動物の習性や成長した時の大きさ、考えられる問題点、病気のことをしっかりと勉強しましょう。それなりの覚悟と愛情を持って飼育する義務があります。

犬、猫などなら名札やマイクロチップ、迷子札を、鳥なら脚輪を付け、飼っている動物が自分のペットであるという表示をする必要があります。マイクロチップは動物の皮膚の下に埋め込んで使い、災害時や迷子になった時、保護先で情報を取り取って読み取ります。

す。適切にきちんと管理することにも限界があります。生まれてくる新しい命に責任が持てないなら、不妊・去勢手術をして繁殖を制限することも必要でしょう。

餌や水をやらない、病気やけがをしても放っておく、ふん尿の世話もせず不衛生な環境で飼育するといったことは「虐待」に当たり、処罰されます。理由もなく殺傷したり捨てたりした場合も処罰の対象となります。当然許されることではありません。

続いては、他人に害を加えたり、近所の方に迷惑が掛かったりしないようにする、ということです。

他にも、人に危害を加える恐れのある特定動物を飼う場合の決まり事や、災害時の対処法など、知っておいていただきたいことがたくさんあります。人間と動物が共に生きていくため、ルールやモラルをしっかりと守り、みんなが気持ちよく生活できるように努力していかねばなりません。



マイクロチップの注入器。チップはつまようじの頭の部分ほどの大きさで、情報を読み取ると飼い主を特定できる

また、飼育に当たっては、飼い主であることを明らかにしなければなりません。

### 名札やチップを

世の中は動物好きな方ばかりではありません。動物が怖い方や大嫌いな方もたくさんいます。鳴き声や臭い、散歩中の排せつ物の始末の問題もあります。「うちの子は大丈夫」といった考えで、散歩中にリードを付けずに放してはいけません。周りの方が迷惑しないように飼育してください。

2014(平成26)年2月6日  
北日本新聞